

報告第 3 2 号

平成 1 5 年 1 0 月 9 日承認

市民部会市民生活・広聴分科会の事務事業調整方針について

市民部会市民生活・広聴分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第32号

協 議 会 報 告 項 目

市 民 部 会

市民生活・広聴分科会 6-1

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
6 - 1 - 1	自治会との連絡調整	7/17			7/30	
6 - 1 - 2	支所・出張所の管理運営及び連絡調整事務	9/13			10/2	
6 - 1 - 3	市民相談業務	7/17			7/30	
6 - 1 - 4	市民要望における他部署との連絡調整業務(複数の課に跨る要望がある場合)	7/17			7/30	
6 - 1 - 5	市政アンケート及び世論調査事業	7/17			7/30	
6 - 1 - 6	住居表示関係事業	7/17			7/30	
6 - 1 - 7	旧町名継承事業	7/17			7/30	
6 - 1 - 8	不用品交換業務	7/17			7/30	
6 - 1 - 9	自衛官募集業務	7/17			7/30	
6 - 1 - 10	地縁団体の許可等に関する事務	7/17			7/30	
6 - 1 - 11	自治会の表彰	7/17			7/30	
6 - 1 - 12	住民懇談会	7/17			7/30	
6 - 1 - 13	自治会連合会等に関する事務	7/17			7/30	
6 - 1 - 14	町自治会長、地区自治会連合会長報償金	9/13			10/2	協議会協議項目
6 - 1 - 15	地区自治会連合会活動	9/13			10/2	協議会協議項目
6 - 1 - 16	地区自治会活動	9/13			10/2	協議会協議項目
6 - 1 - 17	町自治会活動	9/13			10/2	協議会協議項目
6 - 1 - 18	市政だより配布等	9/13	10/2		10/2	協議会協議項目
6 - 1 - 19	自治会集会所建設等	9/13			10/2	協議会協議項目

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民生活・広聴分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 自治会との連絡調整	自治会と行政間の連絡調整を行っている。	同左	同左	同左	同左	同左
2 支所・出張所の管理運営及び連絡調整事務	支所の施設・備品等の維持管理や、関係各課との連絡調整を行っている。 【支所12 出張所1】 高野尾、大里、一身田、白塚、栗真、安東、櫛形、片田、神戸、藤水、高茶屋、雲出支所、アストプラザオフィス出張所	同左 【支所1 出張所2】 栗葉出張所、榊原支所、久居駅前出張所	同左 【支所1】 千里ヶ丘分室	-	-	-
3 市民相談業務	市民から行政に対する要望や意見を市政に反映させるため、窓口、電話、インターネットによる市民相談を実施している。 月1回行政相談員による行政相談所を開設、年1回三重県行政評価事務所と合同で1日合同行政相談を実施している。 行政以外の相談については、「心配ごと相談」、「法律相談」などの相談所を紹介している。	市民から行政に対する要望や意見を幅広く聴くため、市民相談として「市民の声」を月2回（「無料法律相談」もあわせて）実施している。 月1回お気軽相談と併せて行政相談を実施、また年1回三重県行政評価事務所と合同で巡回行政相談を実施している。 その他人権相談も月1回実施	町民から行政に対する要望や意見を町政に反映させるために、「おい町長公室」を設置している。 行政相談員が「ほほえみセンター」（町施設）で毎月相談日を設け、町民の行政相談に応じている。 行政以外の相談については、「心配ごと相談」などの相談所を紹介している。	相談員により、月1回行政相談日を設けている。また、年1回三重県行政評価事務所と合同で1日合同行政相談を実施している。 社会福祉協議会の方で「よろず相談」を実施している。その他法務局相談員による相談を年4～5回実施している。	行政相談などを適時行っている。 「心配ごと相談」は社会福祉協議会で実施している。	行政相談員により、月1回行政相談日を設けている。 「心配ごと相談」、「法律相談」は社会福祉協議会で実施している。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 3. 津市の例により調整する。(合併と同時に)		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
-	維持管理は出張所、関係各課との連絡調整は総務課が担当している。 【出張所1】 波瀬出張所	津市に同じ 【出張所4】 家城出張所、大三出張所、倭出張所、ハツ山出張所	同左 【地域住民センター7】 竹原、八知、太郎生、伊勢地、八幡、多気、下之川	行政サービスの低下を招くことのないよう、新市に移行後も津市の例により継続する。
町民相談については各課にて対応している。 「心配ごと相談」、「法律相談」などの相談は社会福祉協議会で実施している。	行政相談員により、月1回行政相談日を設けている。 「心配ごと相談」、「法律相談」は社会福祉協議会で実施している。	町民相談については各課にて対応、ただし町政全般にかかることについては総務課で対応している。 行政相談を実施しているが、相談員としては国から委嘱されている行政相談員1名のみ。 「心配ごと相談」、「法律相談」などの相談は社会福祉協議会で実施しているほか、国県で行う相談を紹介している。	村民相談については各課で対応している。 行政相談としては、行政相談員1名による相談を実施している。 社会福祉協議会で実施している「法律相談」や「心配ごと相談」、その他「人権相談」などと連携を図り、相談業務を実施している。	新市のあり方によっては多少の変更もあるものの、基本的には本庁、支所、出張所において市民相談を実施する。 なお、市民相談、行政相談以外については、ほとんどを社会福祉協議会が行っており、今後の動向を見る必要があるが、紹介業務のみとする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民生活・広聴分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 市民要望における他部署との連絡調整業務(複数の課に跨る要望がある場合)	市民相談等により、市民から要望があった場合、各課等と連絡を密にし、速やかに対応をしている。	同左	同左	同左	同左	同左
5 市政アンケート及び世論調査事業	市内在住の満20歳以上の男女2,000人(外国人を含む)を無作為抽出し、郵送方式で隔年で実施する。 調査項目は概ね25問程度を設定し、回収された調査票の点検・集計・分析を行い、その結果を基に報告書(500冊)を作成する。	-	-	-	-	-
6 住居表示関係事業	○住居表示整備事業(実施) 過去9回の実施で市街地面積の22.8%(土地区画整理事業を含めると35.1%)において整備を完了。現在実施要望のある地域としては、豊里ネオポリス団地(高野尾町)、育生地区(柳山津興、阿漕町津興等)がある。 ○住居表示整備事業(維持) 既実施区域内で建物等が新築・増築される場合、住居番号の付定と台帳を修正している。また、街区案内板、街区表示板等の維持作業も行っている。	事業としては実施していない。	-	-	-	-
7 旧町名継承事業	平成7年に旧町名保存集「津市の旧町名」を発刊し、冊子に掲載したうち70町について旧町名継承碑を街頭に設置した。 設置は平成7年度から旧町区域に1基ずつ行い、平成12年度で計画された全76基を設置した。今後、住居表示の実施が無い限り設置は行わないが、既設置分の維持管理やPRを行っている。	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 現行のまま新市に引き継ぐ。 5. 津市の例により調整する。(合併と同時) 6. 津市の例により調整する。(合併と同時) 7. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	住民サービスの低下を招かないように、従来どおり各市町村単位で独自に連絡調整を行う。
-	-	調査は事業別に実施することが多いが、その都度住民登録から無作為抽出し、郵送により調査している。	同左	津市の例により未実施地域にも拡大し、各地域の状況を反映した項目等についても検討を行う。
-	-	-	-	津市だけの事業であるため、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、今後都市化の進展とともに、地域住民の要望等の高まりがあれば実施に向けて調整する。
-	-	-	-	住居表示事業の進展に合わせて実施する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民生活・広聴分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 不用品交換業務	資源の有効利用やごみの減量等に資するため、不用品情報相談所を設けている。 事務上は、譲渡・譲受希望者の品物・連絡先を記入して窓口や市ホームページにて公開し、希望者間の連絡先等の情報管理のみを行っている。	-	-	-	-	-
9 自衛官募集業務	募集事務の一部(式典への参加、市政だよりへの登載、チラシの回覧、ポスターの掲示等)を市関係課・自治会へ依頼する際の調整を行っている。	同左	同左	同左	同左	同左
10 地縁団体の許可等に関する事務	・地縁による団体の認可事務、また認可後の地縁による団体の代表者変更等の事務を行う。 ・審査委員会は認可や認可取消しに係る審査を受け持つ。 審査委員会(外部者なし無報酬) 交付手数料 1通250円 ・認可団体 22	同左 審査委員会(外部者なし無報酬) 交付手数料 1通200円 ・認可団体 1	同左 総務管理課で決裁 審査委員会なし 交付手数料 1通200円 ・認可団体 8	同左 審査委員会なし 交付手数料 1通300円 ・認可団体 6	同左 交付手数料 1通300円 ・認可団体 1	同左 ・認可団体 1
11 自治会の表彰	○永年勤続町自治会長表彰 ・自治会長として在任期間が勤続10年以上で、5年を超えるごとに対象、津市長が表彰する。 ○自治会功勞表彰 ・自治会活動に特に功勞があった者で、地区自治会連合会の推薦を受け、決定された者を津市自治会連合会長が表彰する。	○永年勤続自治会長表彰 ・18年表彰状、9年感謝状、市長が表彰する。	○自治会長表彰 ・自治会長として在任期間が10年以上で、地方自治の進展に特に功勞があった者を対象、町長が表彰する。 記念品一在任10年が予算15,000円、15年が20,000円、20年が30,000円	・3年以上を対象に感謝状と記念品を贈呈	・退任時に感謝状と記念品を贈呈	・区長(自治会長)在職1年以上を対象に、記念品(5000円)と感謝状を贈呈。 記念品は引き続き1年毎に3000円を加算。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8. 廃止の方向で調整する。 9. 現行のまま新市に引き継ぐ。 10. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 11. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	フリーマーケットやインターネットなどを利用した個人間における不要品交換が普及していることなどから、新市に移行と同時に廃止の方向で調整する。
同左	同左	同左	同左 ケーブルTV(もじダス)放送	ただし、ケーブルTV(もじダス)放送については廃止する。
同左	同左 審査委員会設置なし 交付手数料 1通300円 ・認可団体 7	同左 ・認可団体 4	同左 ・認可団体 10	許可等にかかる手続きについては同じであるため、新市移行時に一元化する。 また、交付手数料については各種手数料と合わせて200円とする。
-	○永年勤続表彰 ・特に年数は定められていないが、今までの実績では7年以上地域の自治会長職を務めた方を表彰している。	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民生活・広聴分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
12 住民懇談会	定期的には行っていないが、要望に応じ実施している。	年1回、市政への質問・要望等を幅広く聴き市政に反映するため、市内の各小学校区7ヶ所において行っている。 また、年に1度各自治会長、各種団体と市で、懇談形式で行うまちづくり懇談会を実施している。	津市に同じ	同左	年1回程度または必要のあるとき、各自治会等において村政懇談会を実施して、村行政の推進及び村民の広聴を行う。	津市に同じ
13 自治会連合会等に関する事務	自治会連合会との連絡調整を図っている。 ・津市自治会連合会 地区自治会連合会20組織 町自治会441組織	同左 ・久居市自治会連合会 単位自治会113組織	同左 ・河芸町連合自治会 単位自治会23組織	同左 ・芸濃町連合自治会	同左 ・美里村区長会	同左 ・区長会(自治会)
14 町自治会長、地区自治会連合会長報酬金 ※協議会協議項目	○町自治会長謝礼 市との連絡に必要な事務費・通信費・交通費等や、市の業務の関係で活動することに対して謝礼を支払う。 ・前期分(6月) 自治会内の住民登録世帯数に応じて22,000円～25,000円 ・後期分(12月) 一律で22,000円 ※振込額は所得税引去後の額 ○地区自治会連合会長謝礼 地区内の町自治会を束ねる地区自治会連合会長としての職務に対し、町自治会長謝礼と同様の観点から支払っている。 ・前期分(6月)23,000円 ・後期分(12月)22,000円 ※振込額は所得税引去後の額	-	○町自治会長謝礼 町との連絡に必要な事務費・交通費等や、町の業務の関係で活動することに対して、謝礼を支払っている。 28,000円×12ヶ月 年4回に分け現金払い(6月、9月、12月、3月) ※支払額は所得税引去後の額 ・通信費 自治会内の住民登録世帯数×40円×12月 年1回現金払い(3月) ※支払額は所得税引去後の額	町との連絡に必要な事務費・交通費等や町広報等配布謝礼(手数料)、町の業務の関係で活動することに対して、謝礼を支払っている。支払い回数は年1回(12月末)であり、自治会の口座等へ振り込んでいる。謝礼の詳細は以下のとおり。 ・自治会割 均等割…自治会内の世帯数に応じて15,400円～19,800円を支払っている。 世帯割…自治会内の世帯数×2,750円 事務費…一律、4,400円 ・組数割 均等割…自治会内の組数×8,800円 世帯割…自治会内の世帯数×440円	○連絡委員長(区長)委託料 村との連絡に必要な事務費・通信費・交通費等や、村の業務の関係で活動することに対して、委託料を支払っている。 (1月1日現在の該当地区世帯数×1,350円)+137,000円 口座振込 ※振込額は所得税引去後の額 ○連絡委員(組頭)委託料 年額22,000円 口座振込 ※振込額は所得税引去後の額	・夏期手当 100円×世帯数+25,000円 ・年末手当 100円×世帯数+32,000円 7月、12月の区長会で手渡しする。 ※支払額は所得税引去後の額 ・区長会(年4回)では、出席者に1人2,000円の食事を支払う。退職時には、感謝状と記念品(1年在職で5,000円、引き続き1年を加える毎に3,000円を加算)を贈呈する。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	12. 津市の例により調整する。(合併と同時) 13. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 14.
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
町長による行政事務・事業の周知を図ることを目的に、香良洲町の行政全般に対し、町長と町民が懇談を通じて意志の疎通を図る。	平成6年度より、単位自治会あるいは複数の自治会からの要請に応じて、地域住民との懇談会(当町では「移動役場」と称している)を実施している。 これまで11回開催しており、自治会からの要望事項や事業の説明、質問事項など内容に応じて、町長、助役、関係課長が出席している。	津市と同じ	旧7ヶ村単位で村政懇談会を年1回程度又は必要に応じて開催し、地元の要望・意向等を聴いている。村長・助役・収入役・教育長・各課長が出席し、行政に反映するよう実施している。	
同左	同左 ・一志町連合自治会 単位自治会59組織	同左	同左	新市における連合会組織の一本化については連合会の意向もあることから、合併までに各市町村の連合会において、一本化に向けての調整を行うことの助言を行う。
区長会に振込みし、区長会にて事務を行なっている。	-	-	○組長報酬 村との連絡に必要な経費、村との業務の関係で活動することに対して、報酬を支払っている。 (3,850円×12ヶ月)+(1,680円×世帯数) 年2回(前期4～9月分・後期10～3月)口座振込 ※支払額は所得税引去後の額	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民生活・広聴分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
15 地区自治会連合会活動 ※協議会協議項目	市内の地区自治会連合会を束ねる津市自治会連合会の活動として、住民福祉の増進事業や、研修費等の諸経費として支払っている。 ・補助金額 1,400,000円 ・支払時期 6月	市行政機関と住民との連絡調整を図り、住民福祉の向上のために久居市自治会連合会の事業運営補助 ・補助金額 1,150,000円 ・支払時期 5月	住民福祉の増進を図るために、河芸町連合自治会の運営に係る諸経費を支払っている。 ・補助金額 100,000円 ・支払時期 5月	芸濃町連合自治会の活動のための諸経費 ・助成金額 25,000円 ・支払時期 補助申請後	区長(自治会長)を対象に町づくりの先進地研修を年1回実施している。 ・助成金額 575,000円	区長(自治会長)を対象に町づくりの先進地研修を年1回実施している。 ・旅費支払 1,121,000円
16 地区自治会活動 ※協議会協議項目	地区単位の自治会活動の振興により、地域住民福祉の増進を図るため、研修費等地区単位で行う自治会活動のための諸経費として支払っている。 ・補助金額 地区内の自治会数×3,000円 自治会長対象の傷害保険料総額×3分の2(または傷害保険に加入している町自治会数×1,000円のうちいずれか少ない方)を加えた額としている。	-	-	地区自治会活動の振興により、地域住民福祉の増進を図るため、地区自治会活動の諸経費として支払っている。 ・補助金額 2,000円×24自治会 20,000円(5地区のうち、連合会として活動を行っている2地区のみに支払)	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	15. 16.
-------	------------

構 成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香良洲町		一志町		白山町		美杉村	
町内の末端自治会組織を束ねる地区自治協議会(10)の総括として香良洲町区長連合会有り、連合会の振興により、住民福祉の増進、町内全域を対象とする自治会活動のため ・補助金額 2,200,000円 ・支払時期 補助申請後	-		町内の末端自治会組織を束ねる地区自治協議会(6)の総括として白山町自治会連合会有り、連合会の振興により、住民福祉の増進、町内全域を対象とする自治会活動のため ・補助金額 1,062,000円 ・支払時期 補助申請後	-			
-	-		行政と住民の連携を深め、円滑な行政の推進を図ることを目的とする。 ・補助金額 1世帯×3,150円 (9月、3月年2回支払い) 自治会での補助金の使途(末端自治会組織への配分方法)までは規制しておらず、自治会の判断に委ねている。	-			

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民生活・広聴分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
17 町自治会活動 ※協議会協議項目	○町自治会活動の振興により、住民福祉の増進を図るため、町内の会合時や防犯灯の維持費、その他町自治会活動のための諸経費として支払っている。	○自治会との行政連絡事務等に於いて自治会と委託契約し、経費として支払っている。	○町自治会活動のための諸経費として、自治会運営補助金を支払っている。 また、各種町費単独補助事業補助基準に基づき、公共的に活用する自治会の掲示板新設及び修理を行うなど、各種自治会事業に対して補助を行っている。	○町自治会活動の振興により、住民安全の増進を図るため、防犯灯設置の助成を行っている。		
	自治会内住民登録世帯数×400円(6月支払)	(1,400円×自治会加入戸数)+27,000円 年4回(6・9・12・3月) ※ただし(1,400円×戸数×4%)+9,000円を久居市自治会連合会に会費として納入する。	自治会内の住民登録世帯数×1,400円(5月支払)			
	○街頭消火器設置補助 一本につき設置費の2/3を乗じて得た額以内(最高10,000円) 14年度実績 1,875,000円	○久居市環境づくり協働事業補助金 市民の参加と協働によるごみの出ない清掃で美しい環境づくりを推進するため、自治会連合会が行う自主的、自発的な取り組みに要する経費を補助している。 14年度実績 6,000,000円				○自治会活動補助金 各区のまつり、盆おどり、運動会等の活動に対する補助。 1組織当り(申請による) [(500円×世帯数)+(200円×人口)]×1/3 14年度実績 639,900円
	○掲示板設置補助 1基につき設置費の2/3を乗じて得た額以内(最高12,000円)			○掲示板設置補助 現物給付	○掲示板設置補助 現物給付	○掲示板設置補助 現物給付

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	17
-------	----

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>○町自治会活動の振興により、住民福祉の増進を図るため、町内の会合時や防犯灯の維持費、その他町自治会活動のための諸経費として支払っている。</p>		<p>○行政と住民の連携を深め、円滑な行政の推進を図ることを目的とする。</p>	-	
<p>自治会内世帯数×300円</p>		<p>自治会内世帯数×1,350円 (9月、3月支払い) ※自治会での補助金の使途(末端自治会組織への配分方法)までは規制しておらず、自治会の判断に委ねられている。</p>		
<p>○地域活性化事業補助金 地域の交流及び連帯を強め地域を活性化する活動に対する助成 ・平等割 50,000円 ・スポーツ助成 150,000円 ・事業費助成 400円×人数</p> <p>14年度実績 4,220,800円</p>	<p>○一志町地域環境活動助成金 町内の各自治会が行う地域美化、各種ゴミ対策、環境保全活動等に対する補助。 1組織当り (800円×世帯数)+50,000円</p> <p>14年度実績 6,803,600円</p>			
<p>○掲示板設置補助 現物給付</p>	<p>○掲示板設置補助 交付要綱に基づき審査を行い、設置費の1/2以内補助</p>			

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民生活・広聴分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村 安濃町	
18 市政だより配布等 ※協議会協議項目	<p>【発行回数】 月2回(毎月1日、16日)</p> <p>【配送方法自治会まで】 委託業者</p> <p>【配送方法各世帯まで】 役員、組長</p> <p>【委託料】 自治会内の住民登録世帯数×86円×12ヶ月 13年度決算額 63,007千円</p> <p>【その他】 ・1年分を資金前途(6月支払) ・広報とは別に回覧、ポスター貼付等業務も含んでいる。</p>	<p>【発行回数】 月2回(毎月1日、16日)</p> <p>【配送方法自治会まで】 臨時職員</p> <p>【配送方法各世帯まで】 組長等</p> <p>【委託料】 自治会活動補助金に含まれている。</p>	<p>【発行回数】 月2回(毎月1日、15日)</p> <p>【配送方法自治会まで】 職員</p> <p>【配送方法各世帯まで】 役員、組長(班長)</p> <p>【委託料】 町自治会活動事務補助金に含まれている。</p> <p>河芸町の自治会組織 河芸町連合自治会-23自治会</p>	<p>【発行回数】 月1回(毎月1日)</p> <p>【配送方法自治会まで】 職員</p> <p>【配送方法各世帯まで】 自治会長、組長</p> <p>【委託料】 自治会報償費の中に含む。</p> <p>【その他】 広報とは別に月の中頃に回覧、チラシ等を配布している。</p>	<p>【発行回数】 月1回(毎月25日)</p> <p>【配送方法自治会まで】 広報担当職員 自治会未加入者等 直接郵送</p> <p>【配送方法各世帯まで】 区長(自治会長)</p> <p>【委託料】 区長・組頭報酬としてまとめて支払っている。</p> <p>自治会数:15地区</p>	<p>【発行回数】 月1回(毎月15日)</p> <p>【配送方法自治会まで】 シルバー人材センターに委託</p> <p>【配送方法各世帯まで】 役員等</p> <p>【委託料】 (270円×世帯数+3,600円)×月数 自治会報償費の中に含む。</p> <p>【その他】 配付に係る報償費として4、7、10、12月に資金前途で支払っている。</p>
19 自治会集会所建設等 ※協議会協議項目	<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建築等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 10万円を基礎控除し1/2を乗じて得た額(千円未満切捨) 新築・取得・増築 800万円限度 修繕 80万円限度</p>	<p>自治会が自ら行う集会所の建築または修理に要する経費の補助</p> <p>・補助金額 建築 1/2(上限800万円) 修理 1/2(上限150万円)</p>	<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建築等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 新築 事業費1,800万円以内 補助率85/100以内 増築及修理 事業費1万円以上 補助率60/100以内</p>	<p>地域の振興を図り住民の福祉に寄与することを目的とする。(予算の範囲内)</p> <p>・補助金額 地域公民館 補助率 新設 66/100以内 増改築 50/100以内 ㎡当たり基準単価121,000円、1,800万円以内 修繕 30/100以内</p>	<p>地域自治振興並びに地域の社会教育振興のため、区公民館の増改築事業を共同で施行するものに対し補助する。</p> <p>・補助金額 新築 1㎡あたり13万円限度 補助率 40/100以内 増改築 事業費 50万円以上300万円以内 補助率 20/100以内</p>	<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建築、施設の整備等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 新築・増築 事業費2,000万円限度 用地費除く事業費の70/100 ※ただし町長が特に認める場合は、超過事業費の35/100以内 改造・修繕 事業費50万円以上 事業費の35/100以内 用地造成 事業費50万円以上400万円限度 事業費が50万円を超える部分は50/100以内 放送施設 事業費100万円限度 50/100以内</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		18.	19.
構成 市 町 村 の 現 況			
香良洲町	一志町	白山町	美杉村
<p>【発行回数】 月1回(毎月1日)</p> <p>【配送方法自治会まで】 職員が配布員まで</p> <p>【配送方法各世帯まで】 配布員 ※回覧物は区長</p> <p>【委託料】 (4月1日現在住民基本台帳+外国人世帯数)×1,100円 13年度決算額 1,986,000円</p> <p>【その他】 年4回に分け振込み</p>	<p>【発行回数】 月1回(毎月1日)</p> <p>【配送方法自治会まで】 シルバー人材センターに委託</p> <p>【配布方法各世帯まで】 役員、組長</p> <p>【委託料】 1自治会あたり40,000円 1世帯あたり1,450円(半期あたり) 13年度決算額で総額18,861,000円</p> <p>【その他】 上半期、下半期に分けて支払う。</p>	<p>【発行回数】 月1回(毎月1日)</p> <p>【配送方法自治会まで】 郵送</p> <p>【配送方法各世帯まで】 役員、組長</p> <p>【委託料】 委託料としては支払わず、役員手当、組長手当に含んでいる。</p> <p>【その他】 ・組外世帯への配布は、広報以外は該当世帯へ郵送 ・広報は郵送せず、町内にある大型スーパー、コンビニ、役場(出張所含む)、三重中央農協支店等に配備</p>	<p>【発行回数】 月1回(毎月1日)</p> <p>【配布方法】 村内の新聞販売所(4つ) 非購読世帯は組長(自治会長)</p> <p>【委託料】 購読部数 20円/部(約2800世帯)、新聞の非購読世帯分52円/組(約80世帯)、県政だよりの新聞折込についても委託契約に含む。その他の折込物については、各担当課で契約・支払いとなる。</p>
<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建設、施設の整備等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 2,000万円以上 5割 2,000万円未満 6割 1,000万円未満 7割</p>	<p>自治会が、住民の地域活動の拠点として集会所の建築等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため</p> <p>・補助金額 新築は1/2、増築・修理は4/10を乗じて得た額(千円未満切捨) 新築 自治会世帯数 301世帯以上1,200万円 300世帯以下1,000万円を限度 増築、修理等は500万円限度</p>	<p>地域の教育文化及び福祉の向上を図る目的</p> <p>・補助金額 新築・増改築(補助事業を除く)建築費1/2、但し建築工事費(坪単価30万円限度)の1/2又は利用戸数に10万円を乗じて得た額のいずれか小さい額(限度額500万円) 改築 工事費100万円以上500万円を限度(1/2)</p>	<p>地域住民の地域活動の拠点として、教育文化及び福祉の向上と住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与する。</p> <p>・助成方法等 山振・過疎・辺地等の制度を利用した補助事業等により新築・増築・改築等の整備を地域より20%以内の負担金により実施 ・現在の集会所数 上記事業等により実施したもの7棟 その他地域独自のもの 不明</p>